

「対日平和条約第2条が世界に及ぼした影響」

高井 晋

はじめに

日本が直面する島嶼領土の問題、すなわち北方4島問題、竹島問題及び尖閣諸島問題は、第2次世界大戦の講和条約である対日平和条約第2条の規定に起因する。連合国は、日本との戦争を始めるにあたり、カイロ宣言を発し、対日戦争の目的を日本が暴力と貪欲で奪った領域から駆逐すると決定した。さらに、第2次世界大戦の勝勢が連合国側に傾いた頃、連合国は、日本への武力攻撃を停止する条件としてポツダム宣言を発し、その第8項で日本の主権が及ぶ範囲を連合国が決定することを認めるよう要求し、日本はこれを受諾した。

かくして対日平和条約第2条の領土処理の結果、今日、(a)項は南北朝鮮の分断国家の誕生と竹島の領有権問題、(b)項は中台間の兩岸関係と尖閣諸島の領有権問題、(c)項はロシアとの北方領土の領有権問題、(d)項は日本の国連加盟問題と自衛隊の地位問題、(e)項は南極の活動問題、(f)項は南シナ海における島嶼の領有権問題などが発生している。



(出典：https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan/pdf/kikaku_210928.pdf)

1 対日平和条約第2条の(a)項が世界に及ぼした影響

対日平和条約第2条の(a)項は、以下のように規定する。すなわち「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」この条項は、今日、朝鮮半島の分断、北朝鮮による核ミサイル開発やロシア・ウクライナ戦争への派兵、日本との竹島領有紛争など、世界の安全保障にかかわる多くの問題をもたらしている。

(1) 朝鮮動乱と朝鮮半島の分断国家

日本は、(a)項でそれまで日本領だった朝鮮の独立を認めたが、対日平和条約が発効する前の1948年8月15日に韓国、そして9月9日に北朝鮮の2つの国家が相次いで独立を宣言した。その後北朝鮮は、朝鮮半島の統一を目指して突如1950年6月24日に韓国へ侵攻した。この朝鮮動乱は、1953年7月23日に休戦協定が締結され、北緯38度線に軍事境界線が引かれ、戦闘部隊が対峙して現在に至っている。

国連安保理は、1950年6月25日に決議82を採択して北朝鮮の行動を平和の破壊と決定し、即時停戦と北朝鮮軍に対し38度線までの撤退を要請した。続いて6月27日に決議83を採択し、国連加盟国に対し必要な援助を韓国に与えることを勧告した。さらに7月7日になり、決議84で国連加盟国に対し兵力提供を要請し、米国に司令官の指名を要請するとともに朝鮮国連軍（有志連合軍）に国連旗の使用を許可した。

国連安保理決議に呼応して軍事援助を提供した国は26か国で、そのうち16か国が戦闘部隊を提供した。また米国は、7月30日に連合軍総司令官のマッカーサー元帥を朝鮮国連軍司令官に指名し、韓国軍は米軍の指揮下で参戦した。この朝鮮動乱は、1953・7・23休戦協定の締結により、現在も休戦のまま北緯38度線で対峙している。その後の2024年に北朝鮮は憲法を改正し、韓国を敵対国として位置付け、核ミサイルの開発を推進して、朝鮮半島の安全保障環境を緊迫化させている。

(2) 北朝鮮の軍拡とロシアへの兵力提供

北朝鮮の最大関心事は、金王朝の存続であり、国家安全保障確保の問題であると言えよう。北朝鮮は、2002年に核拡散防止条約を脱退して核兵器の開発を促進し、米国からの安全保障を確保するためにミサイルの開発に邁進した。国連安保理は、2006年に決議1718を採択し、北朝鮮による軍拡を平和に対する脅威と認定し、国連憲章第7章第41条に基づく経済制裁措置を決議した。

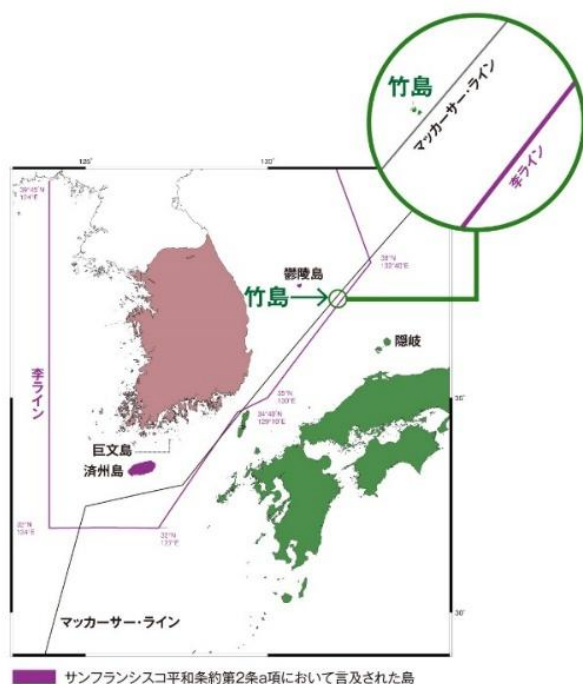
国連総会は、その後も決議1874(2009年)、決議2094(2013年)、決議2270(2016年)、決議2371(2017年)、決議2375(2017年)、決議2397(2017年)を相次いで採択して、核実験や弾道ミサイル技術使用の停止、ミサイル発射モラトリアムに関する約束の確認、決議1718の義務履行の要求と禁輸対象品目の追加などを行っているが、北朝鮮はこれらの決議を無視し続け、現在、核ミサイル開発を継続しているのは前述したとおりである。

また、北朝鮮とロシア両国は、2024年6月19日、「国家主権の相互尊重、領土への不侵略、内政不干渉、平等、その他の国際法の原則」に基づく恒久的パートナーシップを発展さ

せる」ことを目的に、北朝鮮と「包括的戦略的パートナーシップ条約」に調印した。同条約の第4条は、もし一方の当事国がいかなる国または複数の国から武力攻撃を受けて戦争状態に陥った場合は、他方の当事国は遅滞なく国連憲章第51条およびロシア連邦法および北朝鮮の法律に基づいて、利用可能な軍事および他の支援を提供することを約束した。北朝鮮は、同年、ロシアからの兵器技術の提供の見返りに、この条項に基づいて約1万5千人規模の正規兵をロシアへ提供した。これら北朝鮮兵士はロシア領クルスク州でウクライナ兵と戦闘中である。

(3) 日本の竹島に対する領有権主張

韓国は、対日平和条約が成立する直前の1952年1月に「海洋主権宣言」を発表し、竹島を含む韓国の周辺海域に対する主権を一方的に宣言した。韓国が主権を宣言した海域を取り囲む線は、当時の大統領の名にちなみ李承晩ラインと呼ばれた。さらに韓国は、竹島の不法占拠に向けて力による現状変更を企て、1953年6月頃から李承晩ライン内における日本人の漁獲活動を違法操業として取り締まり、7月には海上保安庁の巡視船「へくら」に対し銃撃を行った。翌年6月頃には韓国の沿岸警備隊が竹島に常駐を開始したため、日本は、同年9月、竹島の領有権問題を国際司法裁判所(ICJ)で解決を図ろうとしたが、韓国はこれに同意しなかった。その後日本は、2回にわたってICJへの提訴を試みたが不調に終わっている。



(出典：<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima02-05.html>)

韓国は、独島と呼んでいる竹島の領有権をカイロ宣言、ポツダム宣言そして SCAPIN677 を根拠として、対日平和条約 (a) 項で放棄した「朝鮮」の一部であると主張

している。SCAPIN677 は、連合軍総司令部が 1946 年 1 月に占領政策として、一部の地域に対し、日本国政府が政治上または行政上の権力暫定的に停止するよう指令したもので、日本を囲むように引かれた線は、マッカーサー・ラインと呼ばれ、竹島はその外側に置かれていた。しかし第 6 項で「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第 8 項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合軍の政策を示すものと解釈されてはならない」と明記されており、竹島が韓国領と主張する根拠とならない。

また韓国は、韓国の古文書の中に独島の記載があり、この事実は、独島が歴史的に韓国の領土であったと主張しているが、これらの古文書には于山島や三峯島の記載はあるが、これらの島が独島であるとする記載は見られない。さらに韓国は、歴史上の根拠を大韓帝国の「勅令第 41 号」(1900 年)に求め、独島を鬱島郡の管理下に置いているので無主地ではないとする。確かに鬱島郡の行政区域が「鬱島全島と竹島・石島」と定められているが、韓国は、その石島を今日の独島とする実証ができていない。かくして韓国の竹島領有権主張は、確たる根拠が示されてないまま、現在、韓国は不法占拠を続けている。

2 対日平和条約第 2 条の (b) 項が世界に及ぼした影響

(1) 東アジアの安全保障環境

対日平和条約第 2 条 (b) 項は、「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定しており、中華人民共和国 (以後、中国) は、(a) 項を根拠にして台湾とその付属諸島に対し領有権を主張している。すなわち、中華民国 (以後、台湾) は中国の一部であるとする主張で、今日の中国による台湾統一問題の遠因となった。今日、ロシアによるウクライナへの軍事侵略の結果いかなる中国の武力による台湾統一の懸念が世界の関心事となっている。

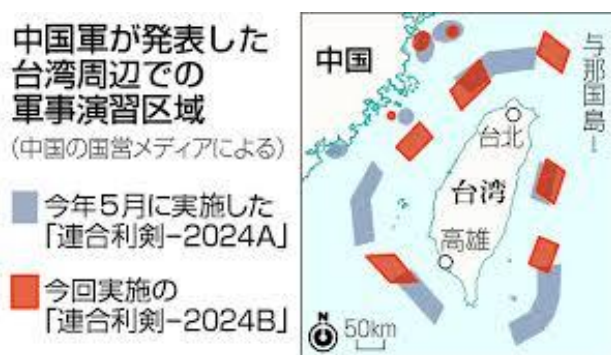
日本は、日清戦争の講和条約 (1895 年 4 月) で台湾とその付属諸島を割譲し、第 2 次世界大戦後まで統治していたが、同大戦の降伏文書と「一般命令」第 1 号に基づき、1945 年 9 月、台湾に在った日本軍に投降命令を発した。連合軍は、中国共産党との内戦に敗れた中国国民党軍に台湾島を統治させることに決定した。同年 10 月に第 19 代台湾総督安藤大將が降伏文書に署名し、国民党軍は正式に台湾統治に着手した。日本政府は、1952 年に台湾政府と日華平和条約 (1952 年 4 月) を締結し、台湾と国交を開始したが、1972 年に日中国交正常化により同条約は無効となり、日本は台湾と外交関係を断絶した。これ以降日本は、中国の台湾統一問題に言及できない状況が続いている。

(2) 国連代表権問題と中台関係

中国共産党は、中国国民党との内戦に勝利し、1949 年に共産党が支配する中国を樹立したが、国際的には孤立していた。しかし英国が中国を国家承認したことから、冷戦の進行とともに、中国は徐々に国際社会に受け入れられていった。国連は、1971 年 10 月に「アルバニア案」を賛成多数で採択し、中国が台湾に代わって国連の代表権を獲得した。その後米国は、対ソ戦略上、それまでの中国敵視政策を修正し、1972 年 2 月にニクソン大統領

が訪中して上海コミュニケに署名した。米中両国は、1979年に国交正常化を果たし、米国は、台湾政府と国交を断行したが、台湾の安全保障に対する責任上、台湾関係法を制定し、台湾と実務関係を維持してきた。

日中関係については、1972年9月に当時の田中首相が訪中して日中共同声明に署名し、1978年8月に平和友好条約を締結した。日本は中国と国交正常化したことから、台湾との国交を断絶し、今日に至るまで実務関係を継続している。また日本は、日中共同声明の第3項で、台湾は中国の領土の不可分の一部であるとする中国の立場を尊重することに同意した。中国は、武力による台湾統一を辞さず、周辺諸国に対し力による現状変更を強要し、東アジアの安全保障環境を悪化させている。さらに中国は、台湾を取り巻く周辺海域における軍事演習を常態化し、台湾海峡は緊迫の度を高めている。



(出典：<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024101400110&g=int&p=20241014ax06S&rel=pv>)

(3) 尖閣諸島の領有権問題

日本は、尖閣諸島の存在を熟知していたが、1895年1月14日に無主地先占の法理により、尖閣諸島を日本領土に編入する閣議決定を行った。その後、約240人の開拓団が尖閣諸島の移り住み、鰹節製造やアホウドリの羽毛採取等の産業に従事したが、第2次世界大戦がはじまった頃にこれらの住民は本土に引き揚げた。中国は、1971年末に尖閣諸島が中国の領土であることを初めて表明した。中国が領有権を主張したのは、日本が尖閣諸島の領土編入措置をとってから76年目のことであった。

中国は、尖閣諸島に対する領有権主張の根拠として、明国や清国の時代の冊封史録に記載されている島名の記述から、尖閣諸島は歴史的に中国領土であったとする。ちなみに冊封史録は、琉球の統治者が交代する際に、中国の皇帝がこれを承認するために派遣する使者の出張記録である。中国の領有主張に対し、日本は、冊封使録には確かに尖閣諸島などの島名の記述が存在するが、これらの記述は、中国領と明記しておらず、琉球人から知らされた航路の目標としているにすぎないと反論する。また、仮に歴史的に中国の領土であったとしても、中国には尖閣諸島を発見し自国領として統治した形跡や記録がないと主張する。

次に中国の主張によると、尖閣諸島は、対日平和条約2条の(c)項で日本が放棄した台湾の付属諸島であり、日本が日清戦争の講和条約の下関条約(1895年)で台湾とともに

清国から割譲した付属諸島であると主張している。しかしながら、下関条約の交渉過程を見ると、尖閣諸島について全く議論されていなかったことがわかる。しかし中国は、2013年4月に尖閣諸島を核心的利益と公言し、武力を行使しても獲得する中国の領土であるとして、後述する中国海警局の船舶が、尖閣諸島周辺海域で操業する日本漁船の取り締まりを継続している。

3 対日平和条約第2条の(c)項が世界に及ぼした影響

対日平和条約第2条の第(c)項は、「日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定する。ソ連は、千島列島の放棄先をソ連と明記していないと(c)項に不満を表明して対日平和条約に調印せず、今日に至るまで平和条約が締結できないでいる。ソ連の承継国のロシアは、国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方4島を不法占拠したまま、現在に至っている。

(1) 塗炭の苦しみを味わった日本人

第2次世界大戦の大勢が決した時、ソ連軍は、突然、日ソ中立条約を無視して、1945年8月9日に対日宣戦を布告し、日本がポツダム宣言を受諾した後の18日に千島列島及び中国北東部への攻撃を行った。ソ連は、北方領土に展開していた日本兵の武装解除を行い北方領土を占拠した。その後、北方4島に居住していた約1万7千人の日本人は、樺太の真岡へ強制的に移送させられ、塗炭の苦しみを味わった。これらの住民は、ようやく1947年7月から翌年の10月頃までの間に函館経由で引き揚げることができた。

また終戦後、各戦闘地域で武装解除されソ連の捕虜となった日本兵士と民間人は、計61万1237人であったという。これらソ連の捕虜となった日本人は、対日平和条約が締結されていなかったため捕虜の交換が行われず、帰国ができたのは1946年12月の「ソ連地区引き揚げに関する米ソ協定」の締結後から1950年にかけてのことだった。この間、抑留者は、過酷な環境における建築や土木作業、森林伐採、道路建設、炭鉱や鉱山、鉄道建設といった重労働に使役されて塗炭の苦しみを強要され、約6万人が死亡したといわれている。対日平和条約第2条(c)項に規定する千島列島の範囲が不明確だったことが、このような惨事をもたらした遠因といえよう。

(2) ビザなし交流と平和条約締結交渉

日本は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、日ソ間の戦時関係を平時関係にすべく、ソ連(ロシア)との間で粘り強く外交交渉を進めた。当初、ソ連は、日本との間に領土問題は存在しないと頑なな態度であったが、北海道の一部である歯舞群島と色丹島を除いては、両国間で領土問題について意見の一致が見られなかった。しかし1956年に日ソ共同宣言が締結され、両国間の戦争状態が終了し、外交関係が復活した。日ソ共同宣言は、平和条約締結後に歯舞諸島と色丹島を日本に返還するとしているが、同宣言は、暫定的な戦争終結宣言であり、最終的には平和条約を締結する必要があった。

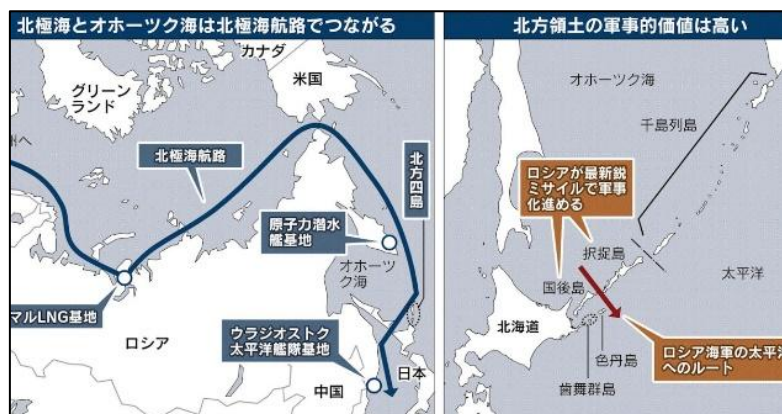
日本は、その後もソ連と平和条約締結に向けて交渉を継続し、ソ連は、1991 年 4 月から人道的措置として墓参の目的の旧島民であればパスポートとビザを持たずに北方 4 島へ入域できる、いわゆるビザ無し交流を認めた。これ以降、ビザなし交流で日本人と北方四島のロシア人住民との交歓が始まった。北方 4 島の住民と交歓できる人の範囲は、元居住者等に加えて、北方領土返還要求運動関係者、報道関係者、訪問目的に資する活動を行う専門家へと拡大したが、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻に反対する日本が対ロシア経済制裁を行ったことから、ロシア・ウクライナ戦争の影響で、現在は中止されている。

また日本は、ロシアの歴代大統領と平和条約締結交渉を続け、日ソ共同声明（1991 年）、東京宣言（1993 年）、クラスノヤルスク宣言（1999 年）、川奈合意（1998 年）、イルクーツク声明（2001 年）、日露行動計画（2003 年）などの合意文書と交換した。2013 年以降、安倍首相はプーチン大統領と首脳会談を重ね、両国は北方 4 島における共同経済開発に合意したが、現在、日本がウクライナを侵攻したロシアに対して経済制裁を行ったことから、共同経済開発事業は中止となっている。

（3）北方領土におけるロシアの軍事力

ロシアは、1950 年代に北方領土からロシア軍を撤退させたが、1970 年代に入り大規模な軍事力を展開するようになった。さらに 2010 年代に入り軍事力の質の近代化を推進し、国後島と択捉島に建設した基地に展開していた兵力の近代化とともに新たな海空戦力を増強した。2016 年頃になると、米国の対ロシア戦略に対抗するため、これらの基地に地対艦ミサイルのバルとバスチオンを展開しているという。

露中両国は、ウスリー川周辺の国境領土紛争以降、国家間関係がしっくりしていなかったが、2000 年代に入り軍事的協力を意味する「戦略的協力」の強化を図り、2022 年以降には「包括的戦略協力パートナーシップ」を掲げて共同演習を繰り返すようになった。この共同訓練は、露中両国が共に対立するアメリカや日本、そしてインド太平洋地域への関与を強める西欧諸国などを牽制する狙いがあるといわれている。ロシアが戦争でウクライナの領土を獲得して和平合意が達成された場合、力による現状変更が現実のものとなり、日本は、権威主義的国家のロシアと中国による日本領土獲得の脅威に備えなければならない。



（出典：<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO11701200U7A110C1TZJ000/>）

4 対日平和条約第2条の(d)項が世界に与えた影響

対日平和条約第2条(d)項は、「日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす1947年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。」と規定する。日本が権利・権原そして請求権を放棄した南洋諸島は、日本が国際連盟によって委任統治を託された西太平洋の赤道付近に広がるミクロネシアの島々で、北マリアナ諸島・パラオ・マーシャル諸島・ミクロネシア連邦に相当する地域である。これらの島嶼は、第2次世界大戦後に相次いで独立し、これらの島嶼国を含む太平洋島嶼国は、現在、中国による海洋進出が最も激しい区域であり、中国と米国やオーストラリアの角逐の場となっている。

(1) 日本の委任統治領と南洋庁の設置

1919年5月に第1次世界大戦の講和条約を審議したパリ講和会議は、赤道以北の旧ドイツ領について日本の委任統治領にすることを決定し、ベルサイユ条約した。日本は、1922年3月に公布した「南洋庁官制」に基づいて、南洋庁をパラオ諸島のコロール島に設置し、地方組織としてサイパン、パラオ、ヤップ、トラック、ポナペ、およびヤルートに6支庁を置いた。これに伴い多くの日本人がパラオやサイパンに移住して、漁業やリン鉱石の採掘、かつお節の生産、米の栽培などの産業に従事した。また日本は、これらの島嶼だけでなく、コロール島やペリリュー島などの小さな島々にまで公学校を開設し、日本人と原住民との友好関係を築いた。日本の委任統治領は、暴力によって他国から奪った島嶼ではないが、連合国は、(d)項で日本に対し権利、権原、請求権を放棄させた。



(出典：https://www.nikkei.com/article/DGKKASDG16H40_W5A310C1CR8000/)

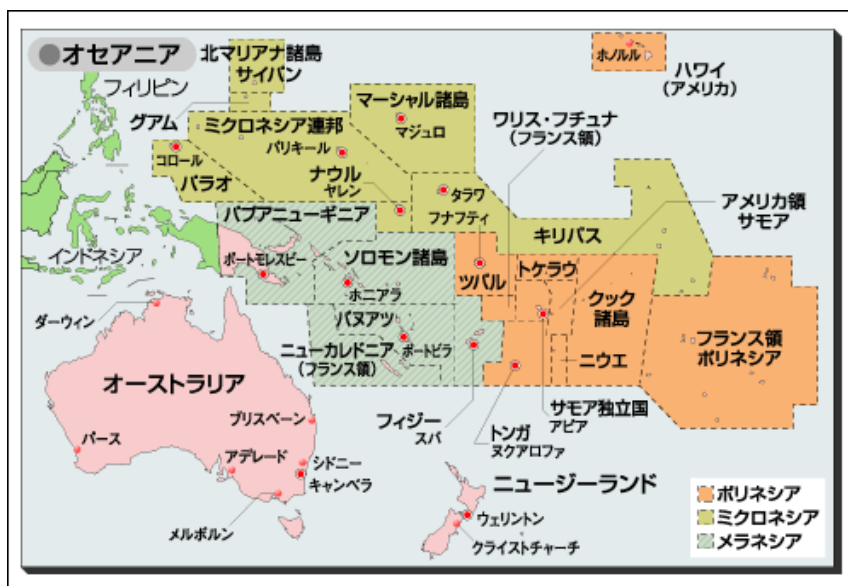
(2) 太平洋島嶼国と日本

第2次世界大戦後、南洋群島やほかの地域の島嶼が次々と独立を果たし、日本との関係を築いていった。1971年8月に16か国が集まり、太平洋諸島フォーラム（PIF）を開催し、政治・経済・安全保障等幅広い分野での地域協力を行った。日本は1991年から域外国対話の相手国として毎年域外国対話に出席してきた。また日本は、親日の太平洋島嶼国19か国と3年ごとに太平洋島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting, PALM）を主催して地域の安定と繁栄を目指し首脳レベルで議論している。2024年7月には第10回PALMが東京で行われた。

(3) 中国の太平洋諸島国への進出

中国は、経済力と軍事力を背景に2010年代頃から太平洋島嶼国に進出し、政治的、経済的かつ軍事的なプレゼンスの拡大を図ってきた。経済的な貧困に喘ぐ太平洋島嶼国は、中国による経済支援を歓迎し、これを積極的に受け入れている。すなわち、オーストラリアやニュージーランドなどの従来の支援国と異なり、スピーディーで島嶼国側のニーズを優先する中国の経済支援は、新たな支援国として認識されているといえよう。とりわけ中国は、台湾との外交関係を維持してきた諸国に対する支援を拡大し、これら島嶼国に対し台湾との外交関係断絶させるよう働きかけ、成功させてきた。

中国の太平洋島嶼国への政治的影響力を懸念する米国は、日本やオーストラリアなどの旧支援国と連携して、太平洋島嶼国との連携を維持するために、急激に太平洋島嶼国への関与を高めている。今日、南太平洋では太平洋島嶼国をめぐって、米国と中国との対立関係という新しい図式が急激に作り上げられつつある。太平洋島嶼国は、米中両国による安全保障の観点から協力関係を強める駆け引きの最前線に位置している。



(出典：<https://imidas.jp/genre/detail/D-115-0024.html>)

5 対日平和条約第2条の(e)項が世界に及ぼした影響

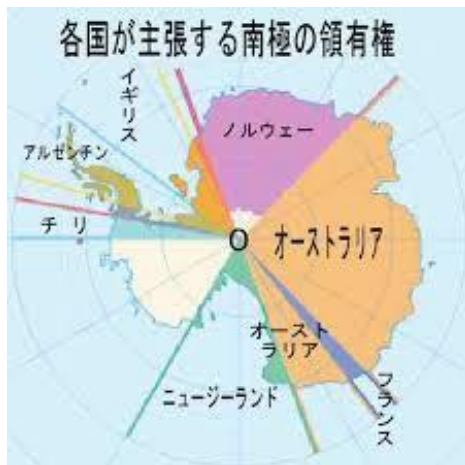
対日平和条約第2条(e)項は、「日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。」と規定する。第2次世界大戦前の日本は、南極地域で科学調査活動を行ってきただけで、領有権の問題とは無関係であったにもかかわらず、(e)項で権利、権原そして全ての請求権を放棄させられた。

(1) 日本の南極観測

日本が行った最初の南極学術探検(観測)は1912年に遡る。白瀬中尉の探検隊は、英国のスコット隊とノルウェーのアムンゼン隊と初の南極点到達を争ったが、結局、南極点に到達できなかった。人類初の南極点到達の栄光はアムンゼン隊のものとなった。白瀬隊は、到達した最南地の南緯80度05分西経156度37分の地点を「大和雪原」と命名し、全員が無事帰還した。第2次世界大戦後の日本は、国際地球観測年に合わせて、1956年に第1次南極地域観測隊を派遣して昭和基地を設営し、得られた観測データは、地球温暖化やオゾンホールなどの地球環境問題の解明と予測の基礎データとして利用されている。

(2) 南極条約の締結

南極が19世紀頃に発見されて以来、多くの国家が領有権を主張したが、環境の厳しさにより定住されなかった。しかし、南極大陸周辺地域の地下資源の存在が知られて以来、領有権を主張する諸国間の競争が激化した。また、冷戦初期には南極が政治的手段に利用される懸念が高まり、南極大陸の利用を諸国の管理下に置く条約の締結が急がれた。1959年になって日、米、英、仏、ソ連等12か国が南極条約の締結の尽力し、同条約は1961年に発効した。同条約は、第1条で軍事利用の禁止、第2条と3条で国際協力の推進を規定し、とりわけ第4条で領土権を凍結している。2025年1月現在、同条約の締約国は50か国に上っている。また、1991年にマドリードで採択された南極条約議定書は、締約国による南極での鉱物資源活動の無期限禁止に合意している。



(出典: <https://www.hey.ne.jp/~ok/shirase.htm>)

6 対日平和条約第2条の(f)項が世界に及ぼした影響

対日平和条約第2条(f)項は、「日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定する。日本は、フランスと外交交渉の末、1939年に南沙群島と西沙群島の領有宣言を行い、台湾県高雄市行政区画に編入してリン鉱石等の開発を行っていた。また、南沙諸島の周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれるとともに海上交通の要衝でもある。日本は、これらの島嶼を暴力と貪欲で領有してはいないが、連合国が日本に対しすべての権利、権原、請求権を放棄させた結果、今日、南シナ海における沿岸国の島嶼の領有権主張が錯綜し、力による現状変更を目的とする中国の戦狼外交(wolf warrior diplomacy)の場となっている。

(1) 南シナ海の沿岸国間の領有権の主張

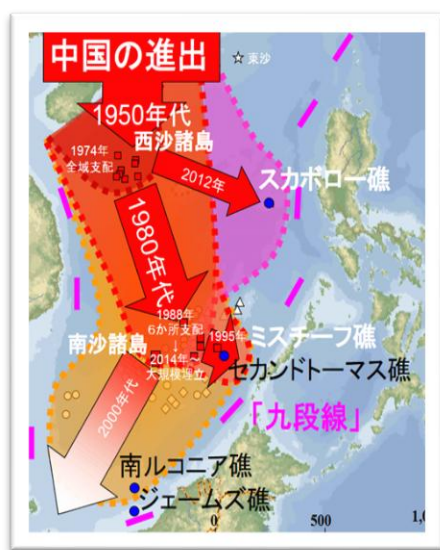
第2次世界大戦に日本が敗北すると、台湾は、1946年に南シナ海の太平島を軍事占領して領有宣言を行った。さらに1947年に新南群島及び西沙群島を含む南シナ海全域を囲む11段線を記載した地図を発表し、この線で囲まれる海域の領有権を主張した。その後、中国が南シナ海への侵出を始め、1974年にベトナム領の西沙群島を軍事力で奪取し、1985年には南沙群島のフィリピン領の6環礁を武力行使で奪取するなど、力による現状変更を強行した。また中国は、1979年の中越戦争後にトンキン湾における2断線を削除した9段線を発表して、これに囲まれる海域を「中国の海」と主張し、2023年には台湾と与那国島の間で断線を引き10段線とした。現在、南沙諸島に対して中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが、西沙諸島については中国、台湾、ベトナムがそれぞれ領有権を主張している。

(2) 中国の力による南シナ海の現状変更

中国は、1996年に国連海洋法条約(UNCLOS)を批准し、恣意的に解釈したUNCLOSに基づいて1998年にEEZおよび大陸棚法を制定した。すなわち、9段線内にある環礁や岩礁に12カイリの領海及び200カイリのEEZと大陸棚を設定したのであった。さらに中国は、2009年に台湾と南シナ海について、武力をもっても確保する中国の核心的利益と公言し、2012年になるとフィリピン領スカボロー礁の獲得を開始している。

中国は、2013年から2016年にかけて、南沙諸島内の7つの環礁を埋め立てて人工島を造成し、今日、軍事関連の施設を整備して南シナ海の支配強化に邁進している。また中国は、これらの人工島に12カイリの領海と200カイリのEEZと大陸棚を設定したため、米国は、2015年以来、人工島の領海内で海軍艦船による「航行の自由作戦」(FONOPs)を実施してこれに対抗しているが、中国の民兵や武装漁船によるハラスメントが相次いでいるという。中国は、この10年間に南沙諸島で7つの環礁、そして西沙諸島で9つの岩礁で埋め立てを行っている。

南シナ海と東シナ海における戦狼外交は、中国海警局に所属する船舶によって遂行されている。中国は、2013 年 3 月、国家海洋局の中国海監、公安部の辺防海警、農業部の中国漁政、海関総署の海上緝私警察のそれぞれの船隊とその職員について、国家海洋局内に新たに設立された中国海警局に整理統合された。さらに、中国海警局は公安部の指導を受け、海洋権益を維持し法を執行する任務を遂行することとなった。2018 年には武装警察部隊に編入し、同年 7 月以降、武装警察部隊を中央軍事委員会の一元的指揮下に置くことを決定した。これ以降、中国海警局の船舶は、南シナ海と東シナ海の沿岸国に対し中国国内法に従うよう強要している。最近では、2023 年にフィリピン領のセコンドトーマス礁へ食料等を補給するフィリピンの船舶に対し大量の放水を浴びせ妨害した。



(出典：https://selectra.jp/sites/default/files/pdf/ch_d-act/)

おわりに

安倍元首相は、2015 年に「21 世紀となった今、時代の変化に伴い、すぐわなくなった部分については、自分たちの力で 21 世紀の現在に相応しい新たな仕組みに変えていくべき」として戦後レジームからの脱却を宣明した。戦後レジームからの脱却は、一般には憲法や大戦後に連合国に押し付けられた国内の諸制度の脱却と言われている。しかし安倍元首相は、地球を俯瞰する外交、積極的平和主義そして国際協調主義により「自由で開かれたインド・太平洋」(FOIP) や「環太平洋パートナーシップ」(TPP) によるアジア太平洋そしてインド洋諸国との経済協力を提唱し推進してきた。

日本は、第 2 次世界大戦を開始する際に、欧米帝国主義国の植民地支配下にあったアジア諸国を植民地主義から解放して、日本を盟主とした共存共栄のアジア経済圏である大東亜共栄圏構想を主張していた。この日本の主張が欧米諸国から非難されたのは、軍事力によって実現しようとしたことだった。今日、対日平和条約第 2 条により日本が権利、権原、請求権を放棄させられた多くの地域では、前述したように、安全保障環境にかかわる様々な問

題が発生している。このような中、日本は、軍事力によらず経済協力による国際協調主義に基づいて、21 世紀に相応しいアジア共栄圏を構築するために、積極的な外交努力が期待されているといえよう。

（本稿は、笹川平和財団海洋政策研究所が発行した『島嶼研究ジャーナル』第 14 巻 2 号（2025 年）に掲載した論考を転載している。）